

令和4年 第3回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和4年3月10日(木)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎4階大会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和4年3月10日(木) 午前9時30分		
	閉 議	令和4年3月10日(木) 午前10時40分		
出欠委員の氏名 出席 4名 欠席 1名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏		○
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	帶山 保磨	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	山口由美子	教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第2回）

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第15号 時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

議案第16号 令和4年度時津町教育委員会の目標について

議案第17号 第2次時津町スポーツマスタープラン

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和4年第3回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第2回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第2回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和4年第2回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和4年第2回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和4年2月24日から令和4年3月8日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、議案の審議等を行います。

議案第14号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。議案第14号は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第14号は秘密会で議事進行することに決しました。議案第14号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第3 議案第15号 時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱 について

○ 相川教育長

続きまして、議案第15号、時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についての件を議題とします。

議案第15号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

それでは、議案第15号、時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について、ご説明いたします。

本議案は、学校保健安全法第23条の規定により、令和4年度の時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について審議をお願いするものでございます。

なお、令和4年度の学校医等につきましては、「時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師一覧」を添付しておりますのでご覧ください。一覧の内容は、令和3年度と変更はありません。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 宮原教育委員

学校間での入れ替わりはありませんか。

○ 帯山学校教育課長

入れ替わりはありません。令和3年度と同じとなっています。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等がありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第15号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第15号、時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第16号 令和4年度時津町教育委員会の目標について

○ 相川教育長

続きまして、議案第16号、令和4年度時津町教育委員会の目標についての件を議題とします。

議案第16号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

それでは、議案第16号、令和4年度時津町教育委員会の目標について、ご説明いたします。

昨年度までは「努力目標」という名称でしたが、努力目標という言葉が辞書で調べますと、「達成する可能性は比較的低いものの、達成を目指して努力することを主な目的として設定された目標のこと」という、消極的な目標を指すようでしたので、「教育委員会の目標」という名称に改めております。

それでは、教育委員会の目標の主な内容につきまして、各課から順次、ご説明いたします。まず、資料1ページの教育総務課関係です。

「1教育委員会の活動状況」につきましては、「(1)教育委員会会議の運営・情報発信」として、点検・評価報告書や教育委員会の会議録をホームページや広報紙により、積極的に公表してまいりたいと考えています。

「(2)学校教育機関との連携」では、教育委員の皆さまに学校訪問をはじめ、学校行事などにも参加していただき、多角的な視点から教育施策への進言が展開されるよう努めてまいります。

次に、「2学びを支える質の高い教育環境の整備」の「(1)安全・安心で快適な教育施設の整備」ですが、①として新たな給食センターの建設工事に着手し、令和5年度中の完成を目指します。②は十工区の宅地開発等に児童数の増加が見込まれるため、時津北小学校の校舎増築工事の実施設計を行い、令和6年4月の供用開始に向けて準備を進めてまいります。③は、長寿命化計画に基づき、教育施設の老朽化対策に取り組みます。

「(2)学びのセーフティネットの推進」につきましては、コロナ禍のなか、子どもたちが将来に夢や希望を持つことができるよう、就学援助や奨学資金貸付等の学びのセーフティネットの周知、充実を図ります。

なお、資料の後ろには成果指標目標ということで、令和3年度の実績や令和4年度の数値目標を添付しております。

教育総務課関係は以上で、順次、各課からご説明いたします。

○ 帯山学校教育課長

学校教育関係につきましては、「1将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進」として7つの項目について掲げています。

「(1)確かな学力の向上」では、これまでも行ってきました「読解力」の育成や「学力向上」を図ってまいります。また、学校と家庭が連携・協力して学習環境の創造に努めてまいります。小項目8項目中⑤、⑥、⑦につきましては、令和3年度と内容を少し変えております。まず、⑤は、GIGAスクールを有効活用し、子ども達一人一人に対する個別最適化された教育の提供に努めます。⑥は、校務支援システム等を導入し、公務の効率化を図り、教師と児童生徒とが向き合う時間の拡大を図ります。⑦は、令和6年度から順次導入が予定されている全国学力・学習状況調査のCBT化（コンピュータ使用型調査）に向け必要な環境整備に取り組んでまいることとしております。

「(2)豊かな心の育成」につきましては、①児童生徒の道徳性を育むため、中央研修等への教職員の派遣・伝達講習の実施等を通して指導の一層の充実を図ります。②いじめや体罰のない学校づくりのため、人権教育の推進を図ります。③児童生徒の感性を磨き、表現力・想像力を高めるため、学校における朝の読書活動や家庭における「家読」を推進します。

「(3)健やかな体の育成」につきましては、①体育・保健体育の時間、特別活動・総合的な学習の時間、部活動等の中で課題改善を図る創意工夫をされた動きを今まで以上に採り入れ、子ども達の体力の向上に取り組みます。②「進んで学ぶ時津っ子」の活用により、正しい生活習慣を身につけられるよう、家庭・地域と連携・協力した取り組みを推進します。

「(4)学習の機会均等の確保」としまして、①児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、特別支援学級、通級指導学級の設置や、適切な指導及び必要な支援に努めます。②教育委員会と幼稚園・保育園・学校が連携した取り組みを継続し、支援が必要な子ども個々に合った教育指導に取り組めます。

「(5) 教職員の資質向上」としまして①指導主事による学校支援訪問、指導助言の機会を活用し、授業分析・授業改善、指導力向上を図ります。②町の研究指定を行うとともに、県の研究委託による教育研究の推進を行い、校内研修の充実による教職員の実践的指導力向上を図ります。③初任者研修、経年研修や教職員のキャリアステージに応じた各種研修会の充実を図ります。④服務規律委員会による研修会や学校経営指導員による研修等を実施し、不祥事根絶を図ります。

「(6) 安全・安心な学校づくりの推進」では、①学校の危機管理マニュアルの定期的な見直しや学校安全について指導を行います。②学校における日常的な安全点検・安全指導の継続・徹底に加え、「時津町交通安全プログラム」に基づく警察、長崎振興局及び町関係各課道路管理者等との通学路安全点検を実施し、関係機関との連携を図りながら、児童生徒の安全確保に努めます。

「(7) 学校・家庭・地域等との連携・協働の推進」では、①「社会に開かれた教育課程」の実施を目指し、地域とともにある学校づくりを推進するため、学校や地域との行事等における交流に加えて、学校の情報をわかりやすく公開するよう指導・助言します。②学校運営協議会の充実拡大により、地域に根ざした特色ある学校づくりができるよう、学校・家庭・地域の連携協働した教育活動の充実に努めます。

○ 大工園社会教育課長

社会教育関係につきましては、「1 学校・家庭・地域が連携・協働する地域づくりの推進」の「(1) 家庭教育支援の推進」では、①PTAと連携し、各小中学校で「ながさきファミリープログラム」を活用した家庭教育事業を実施し、家庭教育支援にかかるファシリテーターの人材養成を図ります。②若い世代の家庭教育力の向上を図るため、地域と連携し、「エンジョイ！パパ・ママ事業」の充実と実施地域の拡大を図ります。

「(2) 青少年健全育成会の充実」では、①青少年健全育成町民会議と協働して、「子褒め事業」の推進や、「通学合宿」の継続実施に向けた支援と実施地域の拡大を図ります。②「地域子ども教室推進事業」を積極的に実施し、子どもの居場所づくりや教育支援の充実に図ります。③子ども会活動の活性化に向け、各学校や地域と連携しホームページや広報紙を活用した情報発信を行うとともに、魅力ある体験事業の実施に努めます。

「(3) 地域学校協働活動の支援」では、地域と学校がパートナーとなり地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創世する活動である地域学校協働活動を支援するため、地域学校協働活動支援者名簿リストを作成します。

「2 生涯を通じて学び続けることができる環境づくりの推進」として、「(1) 生涯学習活動の推進」では、①町民の豊かな人間性を育む基礎作りのために「五つのしおり」の啓発、推進に努め、全町的な「五つのしおり」の実践を推進します。②地区公民館で地域連携講座（時津公民館との共催事業）を開催し、自治会及び自治公民館などの地域組織による生涯学習活動の支援を行い、積極的な地域参加やまちづくりへの参画を促します。③幅広いライフステージ及びライフスタイルを想定して講座の実施に取り組むとともに、隣組回覧やホームページ等を活用するなど、効果的な講座情報の発信を行いながら学習機会の提供と自主グル

ープの育成を図ります。

「(2) 読書活動の推進」では、第三次時津町子ども読書活動推進計画に基づき、家読の普及、啓発に努め、家庭における子ども読書活動の推進を図ります。

「3 郷土を愛し、健康な生活を育むための文化・スポーツ活動の推進」として、「(1) 歴史・伝統の保存、継承」では、①茶屋（本陣）の周知と利用促進を図るため、茶屋（本陣）で季節を感じるイベントや講座を開催し、学校・各種団体等の見学を積極的に受け入れていきます。また、活用部分については、子どもたちの教育支援拠点として、有効活用を図ります。②文化財保護審議会を積極的に開催し、史跡・文化資産の保護活用を図ります。

「(2)生涯スポーツレクリエーション活動の推進」では、①総合型地域スポーツクラブと連携し、気軽に楽しめるレクリエーションスポーツ等の生涯スポーツの普及・促進に努めます。②クラブチームなど青少年を対象としたスポーツ活動について、情報収集及び研究し、在り方や方向性についてまとめ、方策を検討するとともに、サークルスポーツ活動の推進継続を継続し、ウォーキング等の個人で行える健康づくり教室を実施します。③B & G海洋センターにおいて、様々なマリンスポーツが体験できるマリンデーフェスタの開催と海洋クラブの育成をとおして、海洋性スポーツの普及進行をめざし、海洋教育のきっかけとなる事業を実施します。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 吉田教育委員

「子褒め事業」につきましては、公民館などに設置されている箱に紙に書いて投函するようになっていたのですが、スマホでもできるようになったと聞きました。現状を教えてください。

○ 大工園社会教育課長

本年度から、ホームページやスマホ等の電子媒体を使って投函できるようになりました。

○ 吉田教育委員

わざわざ公民館等に出向いて投函するのは、手間だったので良いことだと思います。

○ 相川教育長

今年度からスマホ等から投函できるようになりましたので、広報紙でもお知らせしました。これからも広報紙等でお知らせしていきます。

他にご質問等がありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第16号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第16号、令和4年度時津町教育委員会の目標についての件は、原案どおり可決されました。今年度も成果指数100%を目指し頑張っております。

日程第4 議案第17号 第2次時津町スポーツマスタープラン

○ 相川教育長

続きまして、議案第17号、第2次時津町スポーツマスタープランの件を議題とします。

議案第17号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第17号、第2次時津町スポーツマスタープランについてご説明いたします。資料は、事前に郵送していましたが、川崎委員からご指摘を受け(案2)を作成しております。指摘箇所と併せて説明いたします。

本町では、平成29年度に第1次時津町スポーツマスタープランを策定し、その振興に努めてまいりました。今年度での計画期間終了に合わせて、スポーツ基本法の規定に基づき、国や長崎県との連携を図りつつより効果的なスポーツ振興を推進していくため第2次時津町スポーツマスタープランを策定いたしました。

基本方針として、「1生涯スポーツの推進」「2子どものスポーツ機会の充実」「3競技スポーツの振興」「4スポーツ活動による交流促進」の4本を柱としております。

基本方針に基づく施策について、主な箇所を説明いたします。

「1生涯スポーツの推進」の【現状と課題】本町では、少年スポーツ団体をはじめとして多くのスポーツ団体が活発に活動しています。その一方でスポーツに関心がない方やスポーツ習慣がない方もあり、それらを含め、スポーツを習慣化させる創意工夫が必要と思われます。多くの町民が健康に関心を持ち、健康づくりを実践するためには、グループにおけるサークル活動の継続支援はもとより、「いつでも、どこでも、ひとりでも」行うことができるウォーキングやジョギングなど健康づくりに関する情報発信をはじめ、「歩くまちづくり事業」の推進が必要となっています。さらに、高齢化する社会の中で、高齢者の健康寿命を伸ばすことを目的とした健康づくり事業の推進が重要となっています。

【主な施策】「(1)成人のスポーツ活動の推進」に③個人で行える健康づくりの情報発信を追加しております。「(2)総合型地域スポーツクラブ等の活性化」として総合型地域スポーツクラブと連携しスポーツ教室等を開催していきます。「(3)高齢者のスポーツ活動の推進」の②を「高齢者が健康を維持するための教室開催や取り組みへの支援」としております。

「2子どものスポーツ機の充実」では、子どもの心と身体や将来の飛躍に重点を置いた研修会を開催し、指導者の育成を図ります。【主な施策】では、「(1)幼児のスポーツ活動の推進」として、親子ふれあいスポーツ教室や幼児ダンス教室など、幼児を対象とした各種教室を開催し、幼児のスポーツ活動の推進を図ります。

「3競技スポーツの振興」では、青少年において心身の健全育成の観点から文武両道を実践しながら競技力向上を図ることが重要なため、学習やスポーツおよび心身の休養などのバランスが課題となっています。【主な施策】「(1)競技スポーツ選手・指導者の計画的な育成・強化」として、①とぎつつ子の夢を育む奨励金及び②とぎつつ子の夢を育む補助金を交付し、青少年のスポーツ競技力の向上を支援します。④指導者の養成では、指導者向けの研修会を開催して育成を図り、さらなる指導力向上のための支援を検討します。

「4スポーツ活動による交流促進」につきましては、スポーツを通じた町民の元気とまちの活力を創出するため、スポーツ協会や地域団体と協力してスポーツ活動による交流を図ります。【現状と課題】としましては、町民のふれあいと地域の活性化を図るため町民体育祭などを開催してきましたが、個人志向の高まりや価値観の多様化により、選手・参加者集めに苦慮している地域があります。【主な施策】として、「(2)自治公民館活動の推進」として、①自治公民館スポーツクラブ及び②自治公民館主催スポーツ事業への支援を図ります。

川崎委員からの指摘を受けて、1頁「1計画策定の背景及び趣旨」の17行目から4行を修正及び25行目の「健康的」を「健康」に修正。「2計画の位置付け」5行目「基本的方針」を「基本的な方針」に修正しました。2頁「基本方針」の「2子どものスポーツ機会の充実」の全文を修正。「4スポーツ活動による交流促進」の「イベントをはじめとした」を削除。6頁「(4)障害者のスポーツ活動の推進」の【指標】目標（令和8年度）を目標（令和7年度）に7頁「(2)少年のスポーツ活動の推進」の【指標】目標（令和8年度）を目標（令和7年度）に修正。9頁「②とぎつつ子の夢を育む補助金の活用」の「補助金の活用状況」表の令和2年度の九州・西日本大会の補助金額「1103」を「1,103」に修正。「③各種スポーツ団体への支援」に補助金の活用状況の表を掲載。10頁「(2)競技環境の整備」の【指標】目標（令和8年度）を目標（令和7年度）に、修正。11頁「(3)スポーツを取り入れた生涯学習の推進」の【指標】目標（令和8年度）を目標（令和7年度）に修正しております。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 宮原教育委員

4頁にあります総合型地域スポーツクラブについて、こういったスポーツクラブがあるのか教えてください。

○ 大工園社会教育課長

町内では、「ジョイクラブ」というスポーツクラブがありまして、陸上、パドルテニスのスポーツを中心に土曜日の午前中に活動されているようです。

○ 宮原教育委員

総合型地域スポーツクラブに加入するには、基準がありますか。

○ 大工園社会教育課長

総合型地域スポーツとは、学校や社会教育施設を拠点として、子どもから高齢者までスポーツに親しむことができる多種目多世代型のスポーツクラブとなっています。

○ 宮原教育委員

活動したいと申請すれば、審議して支援していくということですか。

○ 松園教育次長

国県のスポーツ協会と関わりながら組織を作り、その組織を確立して自主運営ができること認められた際に、総合型地域スポーツクラブとして位置づけられるようになります。

○ 宮原教育委員

総合型地域スポーツクラブと協働した事業の開催とは、こういった事をされますか。

○ 大工園社会教育課長

今から、開催に向けて総合型地域スポーツクラブと協議を行っていきます。

○ 吉田教育委員

今現在、コロナ禍で行事のほとんどが中止といった不測の事態となっていますが、以降もコロナ禍が続いた場合には、サブのプランがありますか。

○ 大工園社会教育課長

コロナウィルス感染症が収束して、開催することを前提に計画を立てています。このままコロナ禍が継続となった場合には、状況に応じて対処していくことになります。

○ 宮原教育委員

9頁の補助金活用状況の「九州・西日本大会」の平成30年と令和元年の実績において件数は減少しているのに補助金額が大きくなっている理由がわかりますか。

○ 大工園社会教育課長

例えば、開催地が近くであったか遠くであったかなどといったように、開催場所の違いによって補助金が大きくなっています。

○ 天田教育委員

9頁の「県民体育大会」も同様の理由ですか。

○ 大工園社会教育課長

県内でも、開催地が長崎市か佐世保市かなどで違ってきます。

○ 吉田教育委員

補助金は、全額が出ているのですか。

○ 前田教育課長補佐

応援幕・懸垂幕については、1本5万円までは全額補助。大会出場のための旅費については、宿泊費が1人5千円まで、交通費が8割までを補助しており、以外は自費となります。

○ 相川教育長

他にご質問等がありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第17号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第17号、第2次時津町スポーツマスタープランの件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年第3回時津町教育委員会会議を閉会します。